

重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護サービス)

この重要事項説明書の後に利用契約書が綴じられております。

「ふるさとの丘」

(作成日：令和6年4月1日)

「ふるさとの丘」介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1.事業者属性

設置主体の法人名	社会福祉法人 福思会(シャカイフクシホウジン フクシカイ)		
設置主体の所在地	三島市徳倉 208-1(ミシマシ トクラ)		
電話番号	055-988-3535	FAX 番号	055-988-3080
ホームページアドレス	http://www.furusatonooka.or.jp/	開設年月日	西暦 2003 年 7 月 11 日
運営主体	設置主体と同じ	代表者氏名	福家 英也
運営主体が他に提供している介護サービス ・該当項目に○ ・本事業項目に●	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ○通所介護 <ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ・特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○居宅介護支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ●介護予防短期入所生活介護 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ・介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防特定福祉用具販売 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ○総合事業通所介護 ○介護予防支援 ○介護予防ケアマネジメント
サービス事業所・施設名及び所在地(上の提供サービス毎に記入)	サービス種別	事業所・施設名	所在地
	通所介護	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	短期入所生活介護	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	介護老人福祉施設	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	●介護予防短期入所生活介護	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	総合事業通所介護	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	居宅介護支援	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
	介護予防支援	ふるさとの丘	三島市徳倉 208-1
基本的考え方	事業所は10人のグループケアを主体にして、家庭の延長を考慮した日常生活の提供を行っていきます。この基本は童謡「ふるさと」にあり、利用者の人生最期の「ふるさと」を創出したいと考えております。		
施設目的	利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護サービスを提供することを目的としています。		

運 営 の 方 針	<p>事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス計画に基づいて、介護、看護、機能訓練その他日常的に必要なとされる日常生活上の世話をを行い、生活の援助を行います。</p> <p>事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとしします。</p> <p>事業所では、地域包括支援センター、利用者に係る居宅介護支援事業者、その他保健、医療、福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的介護サービス提供を受けることができるよう努めます。</p> <p>事業所では、利用者の意思を尊重し、利用者の心（メンタル）のふるさとを築き、介護サービスを必要な都度行っていくよう努めます。</p> <p>介護サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対して介護サービス提供上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者等の同意を得て実施するよう努めます。</p> <p>利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し予め本人等の同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。</p>
理 念	<ol style="list-style-type: none"> 1. 可能な限り利用者の意思を尊重して、必要な都度介護サービスを提供していく。 2. まだあるんじゃないかと考えて、サービスを探究していく。
尊 厳 保 持	<p>高齢者の尊厳保持とは、生活並びに介護サービスを提供していく上において、人権侵害がされないこと(身体拘束や虐待)、人権の基本的自由が保持されること(強制されない)、安心できる加齢の保証があること(老化現象の理解)、平等であること、持続可能な生活の質があること(質向上の取組みおよび改善の保証)、できる限り自己選択が可能なことです。</p> <p>精神的および肉体的に弱体化している高齢者に対して、前述の行為が担保されることが尊厳の保持となります。また、当施設を利用している高齢者の皆さんは積極的に社会参加をすることができないことから、できる限り社会参加のための外出の機会を設けなくてはなりません。</p> <p>以上のことを理解して日々の業務を一所懸命遂行することが、当施設を利用している高齢者の尊厳保持となります。</p>

2.事業所(施設)の概要

(フリガナ) 施 設 名	(フルサトノオカ) 「ふるさとの丘」
施設の所在地・電話番号・FAX 番号	〒411-0044 三島市徳倉208-1 TEL：055-988-3535 FAX：055-988-3080
ホームページアドレス	http://www.furusatonooka.or.jp/
交 通 の 方 法	JR 三島駅北口よりタクシーにて約10分、三島駅南口より「きたうえ号」のバス利用、「富士ビレッジ上」下車徒歩約2分
敷地概要(権利関係)	事業主体所有 (独立行政法人 福祉医療機構の抵当権あり)

建物概要(権利関係)	延べ面積 3,860.08㎡(登記面積) 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 事業主体所有(抵当権なし)							
管理者の氏名(役職)	川井 成之(特別養護老人ホーム施設長)							
施設に併設・隣接している施設(病院老健など)	なし							
施設が他に手がけている介護サービス	・通所介護 ・介護老人福祉施設 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・総合事業通所介護 ・短期入所生活介護							
定員数	10人			入所定員			50人	
利用者数・属性 (令和6年3月利用実績)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用者延数(ショートのみ)	0人	0人	46人	116人	49人	82人	0人	293人
施設の階数	陸屋根3階建、居室のあるフロア2階(特別養護老人ホーム) 3階(ショートステイ)							
居室について								
個室ユニットへの対応状況	・従来型(グループケアユニット型)							
ユニット数	1ユニット(入所を含まず)							
居室数	個室	2人部屋	4人部屋	合計				
	0室	1室	2室	3室				
1人当たり平均床面積	㎡	11.90㎡	11.12~11.32㎡	/				
トイレの状況	箇所	ユニット内に3箇所						
洗面台の設置	箇所	1箇所	各1箇所					
食事スペース	箇所	ユニット内に1箇所						
		簡単な調理設備有						
医務室	3階に1室(9.64㎡)							
浴室の状況	2階に一般浴室1箇所(27.57㎡) 2階に特殊機械浴1箇所(19.55㎡)、(脱衣室24.28㎡)							
機能訓練室	1階に1室(142.74㎡)							
廊下の幅	3.00㎡							
その他共用施設の概要	キッチン、洗濯室、相談室、静養室、リラクゼーションルーム、シアタールームなど							
ナースコール等緊急連絡安否確認	共用の浴室、トイレ、居室にはナースコールを設置 昼夜、夫々介護職員が巡回							

3. 従業員の体制 (入所を含む構成および人数)

令和5年10月1日現在

職種別従業員の構成	常勤		非常勤		合計	常勤換算後の人数
	専従	非専従	専従	非専従		
管理者(施設長)		1			1	
生活相談員		2			2	1
介護職員	0	18	0	5	23	20.8

看護職員	1	1		4	6	3.7
機能訓練スタッフ		1		4	5	
介護支援専門員		2			2	1
医師				1	1	
栄養士		1			1	
調理員		6		1	7	
事務職員		2		1	3	
その他職員				3	3	
夜間勤務職員数 (合計) 1日平均の人数	4人/日		4人/日		看護職員の夜間勤務の有無/無	
入所者数に対する 介護・看護職員数の 比率	入所者 2.41人 : 職員 1人(非常勤は常勤換算後)					
介護職員の有資格 者の数(複数取得者 も重複計上、パート 職員含む)	資格取得者の数					
	介護福祉士 19人	社会福祉士 0人	その他、ヘルパー1級、ヘルパー2級、介護職員初 任者研修、介護支援専門員などがあります。			
介護職員の年齢別 人数(パート含む)	30歳未満 2人	30歳代 6人	40歳代 3人	50歳代 7人	60歳代 5人	
	介護職員の男女比 (パートも含む) 男性 3人 : 女性 20人					
職員の在職年数別 人数(非常勤含む)	1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	
	生活相談員 0人	0人	0人	0人	3人	
介護職員	1人	5人	3人	3人	11人	
看護職員	0人	2人	2人	1人	1人	
嘱託医の担当診 療科目および 勤務地	飯田 圭	・内科 (三島東海病院) ・勤務地 (三島市川原ヶ谷 264-12、Tel:972-9111)				
	吉岡 康治	・歯科 (芙蓉台デンタルクリニック) ・勤務地 (三島市徳倉 838-42、Tel:986-4818)				

4.従業者の勤務体制の概要

従業者の職種	標準的な状態における勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) 常勤で兼務	週休2日
生活相談員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) 常勤で兼務	週休2日
看護職員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) 常勤で兼務	週休2日

介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤 (8:30～17:30) (7:30～16:30) (10:00～19:00) ・夜勤 (17:00～翌朝 9:00) ・昼間は、原則として1ユニット1名以上勤務 ・夜間は、原則として入所を含めた6ユニットで4名以上勤務 	週休2日
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) 常勤で兼務	週休2日
常勤換算方法の考え方	月間の常勤換算時間(160時間) 勤務時間/160(週40時間労働)	

5. 協力医療機関等

協力医療機関の概要	<p>* 三島東海病院 (三島市川原ヶ谷264-12) Tel 055-972-9111 施設より車で約10分 24時間救急診療の受入、健康相談の実施、機能回復訓練の指導、定期的な検診の実施、介護職員等の研修受入、嘱託医派遣、他の医療機関の紹介 尚、三島東海病院の診療科は、内科、外科、整形外科、消化器科、脳神経外科、リハビリテーション科を有しています。 ただし、診療日は各科によって異なること、また将来診療科目が変更される場合が考えられます。そして、第1、3、5土曜日の午後、第2、4土曜日、日曜日、祭日、年末年始は休診となっています。通常の診療受付は8時30分から11時30分、15時から17時となっています。</p>
歯科治療協力機関	<p>* 芙蓉台デンタルクリニック (三島市徳倉838-42) Tel 055-986-4818 施設より車で約7分 協力歯科への受診を希望される方及び往診を希望される方は、施設から予約をいたします。</p>
病院での費用	保険診療(健康保険法に基づく診療)及び保険診療外の費用は各医療機関で定められた金額をお支払いください。
利用者が医療及び治療を要する場合の対応	サービス利用中体調の不良等(血圧160以上、体温39度以上)の訴えがあった場合は、主治医並びにご家庭に連絡いたしますので、連絡先を明確にしておいてください。特に主治医が定まっていない場合等で急を要する場合には、当事業所の協力医療機関等の指示に従った処置をいたしますのでご了解ください。

6. 料金体系等

料金体系 (法令により定められた額を利用者が負担することになります)			
施設サービス費以外の加算	ある	加算の内容	別添の「ふるさとの丘」ご利用料金の目安表のとおり
介護保険制度の一部負担金以外の料金体系			
個人日用品費	実費		
居住費(光熱水費)	855円/日 (減免制度有り)		
理髪費	実費		
事務手続および買い物代行費	300円/1回		
金銭管理代行費	1,000円/月		
特別行事費	実費人数割		
バス・フェイスタオル代	190円/日		
おしぼりタオル代	88円/日		
個人希望送迎	200円/1km		
コピー代	20円/1枚		
歯ブラシ代	110円/本		

	おやつ代	施設で調理したもの 1食 108円、その他は実費
	その他	・コーヒ一等の飲物代(165円/日)
介護保険制度の一部負担金の減免措置		○社会福祉法人による減免

※1泊2日で利用した場合には、2日分の費用算定となりますので、ご了承ください。このように2泊3日の場合には3日分、3泊4日の場合には4日分と費用が算定されます。

7.利用料金の支払い方法

料金・費用の請求単位	1ヶ月ごとに計算し、明細を記入して請求いたしますので、この請求書を受領して10日以内に「現金」、「自動引き落とし」、「お振込」などによってお支払ください。尚、「自動引き落とし」および「お振込」の場合は次の口座をお願いします。
支払金融機関	三島信用金庫 本店営業部 普通預金 口座番号 1184907
口座名義人	社会福祉法人 <small>フクシカイ</small> 福思会

8.経営指標、情報提供

決算書(収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・財産目録)の開示	・全文あり	
	・印刷物	
	開示の制限	ない
事業報告書の開示	・全文あり	
	・印刷物	
	開示の制限	ない
事業(施設)の目的および運営の方針の公開	・あり	
	公開の制限	ない
一般に公開しているもの(請求がなくても常に公開)	・パンフレット ・重要事項説明書 ・運営規程	
	公開の制限	ない
福祉サービス 第三者評価事業について	実施の有無	無
	実施した直近の年月日	—
	実施評価機関の名称	—
	評価結果の開示状況	—

9.付帯情報

リハビリテーションの実施状況(機能訓練指導員の勤務時間)	・利用者の希望により毎日可能。 ・機能訓練室の指導員の勤務時間は10時から16時まで。
プログラム活動などの実施方法	レクリエーション、機能訓練、体操、散歩、音楽
入所を制限する場合のある利用者の状況	極端な問題行動がある場合、感染症に罹患または疑いがある場合
私物持込の制限品目(または持ち込み可能分量)	・他の利用者に迷惑がかからない程度であれば制限なし(相談の上決定) ・写真や絵画等を飾ることもできます。
衣類について	利用者の好みを優先いたしますので、気に入ったものをご持参ください。
介護相談員の受入	あり

10.非常災害時の対策

非常災害対策	万が一の災害などに備えるため、別に定めるところの消防計画の策定等により被害の防止を図る。また、非常災害時連絡網の整備、月1回以上（年2回の夜間訓練を含む）の防災訓練を実施し、非常災害対策に努めるものとします。			
近隣との協力関係	町内会へ災害時協力をお願いしています。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	避難階段	3箇所	消火用散水栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	その他	・施設内のカーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。		
防災計画	消防署へ届出日：平成26年12月3日(防火管理者：川井 成之)			

11.その他ご利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前7時30分から午後8時）を厳守し、必ずその都度面会表に記入して下さい。		
外出	外出の際には「外出・外泊届」の必要事項を記入し、提出して下さい。		
協力医療機関以外への受診	希望された場合には職員が送迎致します。		
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。		
禁煙	全館禁煙となりますので、喫煙を希望される場合には申し出をしてください。		
飲酒	希望される方は事前にお申し出ください。		
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。		
所持品の管理	自己管理又は、代理人の方をお願いします。（成年後見制度の利用可）		
現金等の管理	〃	〃	（ 〃 ）
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。		
動物飼育	施設内のペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。		

12. 事故発生時の対応について

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。 ・事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講ずるものとします。 ・事業所は、介護サービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常の介護サービス提供行為で事業所の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに対応して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は賠償金を減ずるものとします。
--

13.契約の終了について

本契約第18条（契約の終了事由）より

第18条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定等により利用者が要介護または自立と認定された場合
- 三 利用契約が終了した場合
- 四 施設が介護保険法令等に基づく介護予防短期入所生活介護サービスの事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 利用者が施設の介護予防短期入所生活介護サービスの介護に代えて、他の介護サービスを選択した場合
- 六 第19条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

本契約第19条（事業者からの契約解除）より

第19条 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合及び本契約締結後に利用者又は代理人等が反社会的勢力に該当したときは、本契約を解除することがあります。

2. 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと。
- 二 医師の意見を聴くこと。
- 三 契約解除の通告については利用者及び事業者の話し合いの上、予告期間をおくこと。
- 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、利用契約で定める代理人等の意見を聴くこと。

3. 事業者は本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、前項第三号の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

4. 前項において、利用者が介護保険法令等の定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号の費用の利用料の支払いを遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は2ヶ月とします。

本契約第20条（利用者からの中途解約）より

第20条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

14.権利擁護

利用者の人権尊重の理念のもとに、利用者の生活のことや財産管理は、利用者自らの意思で決定することを尊重します。ただし、事理判断能力が困難な利用者には、可能な限りの援助を行うものとします。

必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図るものとします。

15. 守秘義務

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約（誓約書）の内容としています。

16. 苦情の受付について

施設内の体制	<p>事業所は、提供した介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。</p> <p>利用者及び家族等から苦情があった場合には、苦情解決責任者・苦情受付担当者を設け苦情処理に当たります。</p> <p>利用者及び家族等から苦情に対して、市区町村が行う調査に対し協力するとともに、助言を受けた場合は努めて改善するものとします。</p> <p>苦情を申し立てたことによる差別待遇は行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者：最上谷 公治 ・解決責任者：川井 成之（施設長） ・ご利用時間 担当者勤務日における午前8時30分～午後5時30分 （但し、事情により即時に対応できない場合があります。） ・ご利用方法 電話 055-988-3535 面接 随時 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情箱（提案箱として設置しています。） 						
施設外の体制 （第3者機関）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">三島市介護保険課</td> <td style="width: 40%;">電話 055-983-2607</td> </tr> <tr> <td>長泉町長寿介護課</td> <td>電話 055-989-5511</td> </tr> <tr> <td>静岡県国民健康保険団体連合会</td> <td>電話 054-253-5590</td> </tr> </table>	三島市介護保険課	電話 055-983-2607	長泉町長寿介護課	電話 055-989-5511	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590
三島市介護保険課	電話 055-983-2607						
長泉町長寿介護課	電話 055-989-5511						
静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590						
第3者委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第3者委員 鈴木 瑞枝</td> <td style="width: 40%;">電話 055-986-3492</td> </tr> <tr> <td>大石 良則</td> <td>電話 055-977-5780</td> </tr> </table>	第3者委員 鈴木 瑞枝	電話 055-986-3492	大石 良則	電話 055-977-5780		
第3者委員 鈴木 瑞枝	電話 055-986-3492						
大石 良則	電話 055-977-5780						
虐待受付担当者	菊地 和美 電話 055-988-3535						

17. 通常の送迎の実施地域について

通常の送迎の実施地域は三島市、長泉町とします。
 通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費（自動車使用）は、次の額を徴収する。

- （1）通常の実施地域を越えた地点から片道5km未満 無料
- （2）通常の実施地域を越えた地点から片道5km以上500円、以後1km毎100円加算

※送迎時間については予定通りにならない場合がありますのでご了承ください。

18.日課表

日 課 表(入所、ショート)																								G-43
勤務形態	勤務時間																							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
早出																								
平常																								
遅出																								
夜間																								
日課																								

19.その他

サービスの選択	どのサービスを利用されるのかまたは希望されるのかについて、利用者等に選択をしていただきます。当施設では、利用者の意思をできる限り尊重していきますので、お気軽に選択や希望を申し出てください。また、別添の要望書にご記入ください。
サービス提供時間	前18の日課表に明示しています。
サービス提供記録の管理状況	ケアプランや介護記録などのサービス提供記録の管理については、個別毎に管理をしています。また、これらの記録は2年間保存します。サービス提供記録などの開示は利用者本人からの求めに応じて、積極的に開示をいたします。
生活相談員	利用者からの多様な相談に対応しています。曜日や時間を問いませんので、お気軽にお申し付けください。主な担当者は菊地和美です。
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り利用者の意思を尊重しています。 ・当施設では筋力トレーニングマシンを導入し、現存機能による自立支援を行っています。 ・当施設は10人のグループケアユニットです。

(ア)趣味や生きがいのことについてあれば下記に記載してください。

(イ)食べ物の好き嫌いがあれば下記に記載してください。

(ウ)その他（要望などがあれば下記に記載してください）
